

一般質問 本多一壽

国会では「公文書の書き換えはあったが改竄ではない」という言葉。
宗会では「議会にはかかっていないが議会無視ではない」という言葉。
私にはどちらも詭弁に聞えます。

さて、宗門法規についておたずねします。

1910年、現在の大阪教区浄泉寺の住職であった高木顕明師は、いわゆる「大逆事件」で拘束され、翌年、死刑判決が下されると、大谷派教団はその日のうちに擯斥（ひんせき）処分します。処分の根拠は「重罪ノ刑ニ処セラレタ者」に該当し、国法にそのまま追隨する宗門の処分でした。

戦後、「大逆事件」の研究がなされ、この事件は国が極めて意図的に捏造した冤罪だということがはっきりとしてきました。

教団は1995年4月1日に「住職差免並びに擯斥処分の取り消しについて」告示し、「処分取り消しの理由」には「住職差免並びに擯斥処分は、宗門当局者が国家に追従して行った非常に遺憾なる行為であり、少なくとも戦後において、この処分取消のための宗門内手続きを速やかに行うべきところ、現在に至るまで何らの措置を取らずに今日に至ったことについて、深く慚愧して心から謝罪する」と表明しています。

しかし、顕明師の処分取り消しと現在の宗門法規の関係で言えば、いまだ大きな問題を抱えたままであります。それは2010年に発行された当派の『高木顕明の事績に学ぶ学習資料集』の「既設論文」にすでに指摘されております。

現在、「懲戒条例」の第7条に「除名は、僧侶の身分を喪失させ、僧籍簿の登録を削除する」とあります。これは基本的に顕明師を処分した「擯斥」と同じです。第46条には「懲役又は禁固の宣告を受けた者は、除名、重懲戒又は軽懲戒に処する」とあります。国の処分を受けた者は、半ば自動的に現宗門法規でも処分されます。顕明師を処分した当時の宗門法規と同質の問題がいまだに残ったままです。

そして、国は今日でも「大逆事件」の無罪を認めていませんので、それに追隨する現在の宗門法規のままでは、本来、顕明師の処分は取り消すことはできていないことになります。

昨年総長は「テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）法案に反対する声明」を発表され、「承元の法難」と「大逆事件」高木顕明師に触れて、いわゆる「共謀罪」法案に危惧されています。その危惧に、このままの宗門法規が「共謀罪の」後押しをしかねないという危惧が上乘せされてきます。

国に追随したままの現在の法規の問題を、速やかに改める方途をお示し下さい。

次に関連して、審問院についてお聞きします。

国の裁判では起訴内容や審理内容の情報はある程度は公開され、傍聴もできます。ところが宗派内の裁判所に当たる審問院で審理されている内容は非公開です。宗務所ロビーや『真宗』誌上の「公示」で「懲戒条例」によって誰かが処分されたことを目にしますが、どのような理由かは不明です。まず当派の司法の情報公開について、どうお考えかお聞かせ下さい。

また、審事がすべからず元宗務役員すなわち元行政官だった人だけが担当することで、行政と司法とのいびつな関係が生じているのではないのでしょうか。三権の独立性のないところで、健全な司法のはたらきは阻害されます。その解消への課題についてお聞かせ下さい。

最後に昨年に引き続き、ハラスメントについておたずねします。

社会でも数多くのハラスメント問題が噴出しています。加害者側の意識の低さが目立ちますが、それでも少なくとも加害者やその上席者が何らかの責任を取ろうとする姿が見受けられます。しかし、宗門内のハラスメントは、宗門という狭い社会性の故もあり、被害者だけが心身や職務の遂行に困難をかかえたまま切り捨てられてしまっています。

昨年のお答では、加害者が3時間程度のハラスメント研修を受けたとのことですが、その後、誰がどのように、被害者を病になるまで追い詰めたハラスメントの責任を取られたのか、具体的にお答え下さい。

昨年の質問では、「ハラスメント防止委員会」も「宗務役員懲戒委員会」も、閉塞したメンバー構成のため、強い身内意識が社会通念との乖離を作り出していることを指摘したつもりです。

元宗務役員という同一土壌からの出身者のみで構成されることで、宗務と宗派の実情に精通しているが故に、宗派的常識、狭い人間関係、慣例等に縛られてしまい、その機関の判断が、社会通念はもとより、宗派内の方々の意識とも乖離が見受けられる現状ではないでしょうか。

「内輪」や「身内」の対極にある言葉を「同朋」と言うのでしょうか。

高木顕明師の事績に学ぶということは、先に述べた「審問院」やこれらの「委員会」が持っている人的閉塞性の解消にむけて具体的に取り組んでいくことでもあるはずで、総長のお考えと改善にむけての意欲をお聞かせいただきたいと思っております。